

参 考 资 料

---

# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30
		25	26	27	28	29	30		
道	府	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
		法人						(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
		利子割							
	民	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
道	府	税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%					第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。	
		業	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%
	税	人	その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
道	府	不動産取得税						(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円
		道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕						(創設) 税率 $\frac{5}{115}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				



6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000円			
普通法人 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400万円以下 5% 年 400万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000本につき 868円 (3級品については 413円) (5月1日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後, 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
<p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を 500 円引上げ (平成 26 年度～平成 35 年度)</p>	<p>ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の 2 割に引上げ (平成 28 年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成 27 年 4 月 1 日以後寄附から適用)</p>	<p>○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から適用)</p>
<p>法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)</p>	<p>○「資本金等の額」の改正 法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</p>
	<p>○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡所得等に適用)</p>	
<p>○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 2.2% 年 800 万円以下… 3.2% 年 800 万円超及び清算所得… 4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 800 万円以下… 5.1% 年 800 万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 400 万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し、法人事業に還元)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年 400 万円以下 1.6% 年 800 万円以下 2.3% 年 800 万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を 65%に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を 60%に制限 (中小法人等を除く) (平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>
<p>○耐震改修(取得日後 6 ヶ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300 万控除)の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日)</p>	<p>○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 30 年 3 月 31 日)</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日)</p>
		<p>3 級品 1,000 本につき 481 円 (4 月 1 日以降)</p>

29	30	元
	指定都市への税源移譲により，所得割税率変更 道府県民税… 2% 市民税… 8% (平成 30 年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の 10 年間に 13 年間に拡充 (令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について，配偶者の合計所得金額の上限を 123 万円以下 (現行 76 万円未満) に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について，納税義務者の合計所得金額に応じて，控除額が通減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
		○法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 0.4% 年 800 万円以下… 0.7% 年 800 万円超 … 1.0% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 800 万円以下… 5.3% 年 800 万円超 … 7.0% 特別法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 400 万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人… 260.0% 所得割課税法人(普通法人)… 37.0% 所得割課税法人(特別法人)… 34.5% 収入金課税法人 … 30.0% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中小事業者について所得課税とした。 (平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用) ○事業税の確定申告書，中間申告書及び修正申告書への自署押印の廃止 (平成 30 年 4 月 1 日以後提出されるものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地 (特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例 (1300 万円控除) を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日)
3 級品 1,000 本につき 551 円 (4 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 656 円 (4 月 1 日以降) 3 級品以外 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)

2	
	個 県
	法 県
	利 子 割
	個 事
<p>○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し</p> <p>資本金1億円超の普通法人  収入割…………… 0.75%  付加価値割… 0.37%  資本割…………… 0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等  収入割… 0.75%  所得割… 1.85%</p> <p>○特別法人事業税（電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人）の税率改正</p> <p>収入金課税法人 …… 40.0%  （令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>	法 事
<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長（～令和4年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長（～令和4年3月31日）</p>	不 動 産
1,000本につき1,000円 （10月1日以降）	た ば こ



(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
道 府	税目						
	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%  ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。〕			(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
県	税						
	特別地方消費税 〔料理飲食等 消費税 遊興飲食税〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 <p style="text-align: right;">200円</p>		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">400円</p>	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">600円</p> (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">300円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">150円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円以下</p> (基礎控除) 1人1泊 <p style="text-align: right;">500円</p>		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">500円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">250円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,000円以下</p>	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎控除) <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,200円</p> 飲食店等 1人1回 <p style="text-align: right;">600円</p> チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円</p> <p>外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円</p> <p>まあじゃん場 1卓 750円</p> <p>たまつき場 1台 1,200円</p>				<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円</p> <p>外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円</p> <p>まあじゃん場 1卓 830円</p> <p>たまつき場 1台 1,300円</p>		<p>・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円</p> <p>ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付</p>
	<p>（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円</p> <p>飲食店等 2,000円</p> <p>チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1施行）</p>	<p>（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1施行）</p>		<p>（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 2,500円 （58. 1. 1施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）</p>	<p>（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1施行）</p>		<p>・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3%</p> <p>（免税点） 旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 5,000円 （元. 4. 1施行）</p>

2	3～8	9	10	11	12～14	15	16～元	2	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満及び 70 歳以上の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会での使用 ・ 学生等の利用		非課税措置を拡充 対象者 ・ 国民体育大会の公式の練習のための利用 ・ 国際的な規模のスポーツ競技又はその公式の練習のための利用	ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行) (交付金) 旅館、飲食店等所在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)					特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円	税率 1 キロリットル 8,000 円	
	税	その他	附加価値税が創設され実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税賃貸料の 10%		附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。		大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。



51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車              3.048メートル以下                70,000円              3.048メートル超                117,000円            小型四輪車              1リットル以下                23,500円              1リットル超1.5リットル以下                27,500円              1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車              3.048メートル以下                26,000円              3.048メートル超                52,000円            小型四輪車              1リットル以下                7,000円              1リットル超1.5リットル以下                8,000円              1.5リットル超                9,000円            トラック            自家用              20,000円            営業用              17,500円            バス            自家用              39,000円            一般乗合用              14,000円            その他              34,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用              8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用              7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車              3リットル以下                71,000円              3リットル超                6リットル以下                  77,000円              6リットル超                129,000円            小型四輪車              1リットル以下                25,500円              1リットル超                1.5リットル以下                  30,000円              1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車              3リットル以下                24,000円              3リットル超                6リットル以下                  26,000円              6リットル超                52,000円            トラック            自家用              22,000円            バス            自家用              42,500円            営業用            一般乗合用のものの以外のもの              36,000円            三輪の小型自動車            自家用              5,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>
<p>           税率            1キロリットル              19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル              24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税            (税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62																																																																				
			<p>超過課税の廃止</p>	<table border="0"> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4トン超5トン以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>81,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>88,500円</td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>148,500円</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>一般乗合用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>乗車定員30人超</td> </tr> <tr> <td>27,500円</td> <td>40人以下</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>54,500円</td> <td>一般乗合用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>四輪以上の小型自動車</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>29,500円</td> <td>三輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>34,500円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>39,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,500円</td> <td></td> </tr> </table>	普通乗用車	トラック	自家用	4トン超5トン以下	3リットル以下	自家用	81,500円	25,500円	3リットル超	営業用	6リットル以下	18,500円	88,500円	バス	6リットル超	自家用	148,500円	乗車定員40人超	営業用	50人以下	3リットル以下	49,000円	25,000円	営業用	3リットル超	一般乗合用	6リットル以下	乗車定員30人超	27,500円	40人以下	6リットル超	14,500円	54,500円	一般乗合用以外のもの	四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超	自家用	50人以下	1リットル以下	38,000円	29,500円	三輪の小型自動車	1リットル超	自家用	1.5リットル以下	6,000円	34,500円	営業用	1.5リットル超	4,500円	39,500円		営業用		1リットル以下		7,500円		1リットル超		1.5リットル以下		8,500円		1.5リットル超		9,500円				
普通乗用車	トラック																																																																										
自家用	4トン超5トン以下																																																																										
3リットル以下	自家用																																																																										
81,500円	25,500円																																																																										
3リットル超	営業用																																																																										
6リットル以下	18,500円																																																																										
88,500円	バス																																																																										
6リットル超	自家用																																																																										
148,500円	乗車定員40人超																																																																										
営業用	50人以下																																																																										
3リットル以下	49,000円																																																																										
25,000円	営業用																																																																										
3リットル超	一般乗合用																																																																										
6リットル以下	乗車定員30人超																																																																										
27,500円	40人以下																																																																										
6リットル超	14,500円																																																																										
54,500円	一般乗合用以外のもの																																																																										
四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超																																																																										
自家用	50人以下																																																																										
1リットル以下	38,000円																																																																										
29,500円	三輪の小型自動車																																																																										
1リットル超	自家用																																																																										
1.5リットル以下	6,000円																																																																										
34,500円	営業用																																																																										
1.5リットル超	4,500円																																																																										
39,500円																																																																											
営業用																																																																											
1リットル以下																																																																											
7,500円																																																																											
1リットル超																																																																											
1.5リットル以下																																																																											
8,500円																																																																											
1.5リットル超																																																																											
9,500円																																																																											
			<p>暫定税率が2年間延長される。</p>		<p>暫定税率が3年間延長される。</p>																																																																						
<p>自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。</p>			<p>鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。</p>																																																																						

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	<p>普通自動車 4リットル超</p> <p>自家用 4.5リットル以下</p> <p>2リットル超 23,600円</p> <p>2.5リットル以下 4.5リットル超</p> <p>45,000円 6リットル以下</p> <p>2.5リットル超 27,200円</p> <p>3リットル以下 6リットル超</p> <p>51,000円 40,700円</p> <p>3リットル超</p> <p>3.5リットル以下 58,000円</p> <p>3.5リットル超</p> <p>4リットル以下 66,500円</p> <p>4リットル超</p> <p>4.5リットル以下 76,500円</p> <p>4.5リットル超</p> <p>6リットル以下 88,000円</p> <p>6リットル超 111,000円</p> <p>営業用</p> <p>2リットル超</p> <p>2.5リットル以下 13,800円</p> <p>2.5リットル超</p> <p>3リットル以下 15,700円</p> <p>3リットル超</p> <p>3.5リットル以下 17,900円</p> <p>3.5リットル超</p> <p>4リットル以下 20,500円</p>							
<p>暫定税率が5年間延長される。</p>					<p>暫定税率が平成5年11月30日まで延長</p> <p>平成5年12月1日から平成10年3月31日まで</p> <p>税率 1キロリットル 32,100円</p>			
<p>自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の免税点 50万円</p>			<p>自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。</p>			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600 円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600 円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600 円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000 円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800 円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400 円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200 円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200 円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400 円 6リットル超 88,800 円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設（2年間）</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長 (ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設（平成20年5月1日～平成22年3月31日）</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</p>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>	
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長</p> <p>&lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>



29	30	元	2	
<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽減</b></p> <p>・ 重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽減</b></p> <p>・ 重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割)</p> <p>・ 税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2% の税率を適用</p> <p>・ 税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1% 軽減</p> <p>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割)</p> <p>・ 税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・ グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 (環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ)</p> <p>(軽自動車税環境性能割)</p> <p>・ 市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	<p>(環境性能割)</p> <p>・ 税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1% 軽減</p> <p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止 <b>【廃止業種】</b> 電気供給業 (汽力発電装置の助燃の用途)</p>	自動車税
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。 <b>【縮減業種】</b> 電気供給業 (対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) <b>【廃止業種】</b> 地熱資源開発事業</p>			軽油引取税
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 &lt; 特例措置 &gt;</p> <p>・ 車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <p>・ 標準税率 2.2% (消費税額の 22/78)</p> <p>・ 軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止 (令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>		その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

令和 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 2 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 2 年 4 月 1 日）

#### （参 考）

### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 3 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 30 年 3 月 20 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 20 年を経過した日に効力を失う。

（平成 29 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

令和2年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の4.5 ②48,450円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
鹿児島						①100分の8.5 ②48,450円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
宮城						①100分の12 ②7,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月21日施行
島根						①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力
愛媛	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	①100分の8.5 ②44,000円/千Kw(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年1月16日施行			
佐賀	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの	①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年4月1日施行			
福井	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行			



都道府県名	税 目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者	徴収方法	税 率	備 考
青 森	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の 挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の 価額 ④受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前の ウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原 子核分裂をさせる前のウラ ンの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体 に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500 円/kg ②38,250 円/千 kw (3 カ月) ③核燃料価額の 100 分の 8.5 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間 8,300 円/kg) ⑥52,400 円/m <sup>3</sup> ⑦1,614,600 円/本	平成 3 年 9 月 28 日施行
茨 城	核燃料等取扱 税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の 挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の 価額 ③受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前の ウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原 子核分裂をさせる前のウラ ンの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500 円/千 kW (3 ヶ月) ②核燃料価額の 100 分の 8.5 ③60,100 円/kg ④1,500 円/kg ⑤1,594,000 円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000 円/本 ⑦5,100 円/kg ⑧106,000 円/m <sup>3</sup> ⑨5,100 円/m <sup>3</sup>	昭和 53 年 10 月 18 日施行
沖 縄	石油価格調整 税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で 定める欠減数量を控除した数 量	揮発油の精製業者又は輸入 業者その他これらに類する 者のうち県内において揮発 油の販売を業とするもので 知事が指定するもの(元売 業者)	申告納付	1,500 円/k1	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われ るもの 2 揮発油の販売で県外移出として行 われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製 造のための用途に消費するための もの 4 既に石油価格調整税を課された揮 発油の販売 【施行期日】 昭和 47 年 6 月 1 日

## (2) 法定外目的税

令和2年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	【免税点】 年間搬入量1,000トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500トン以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収（自社処分は申告納付）	1,000円/トン	【施行期日】 平成15年4月1日
広島	産業廃棄物埋立税				特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税						※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収（自社処分は申告納付）		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年1月1日
秋田						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日
奈良						1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日
山口					特別徴収 ※申告納付	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日	
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成16年4月1日	
京都						【施行期日】 平成17年4月1日	
宮城						【施行期日】 平成17年4月1日	
熊本						【施行期日】 平成17年4月1日	
島根						産業廃棄物減量税	【施行期日】 平成17年4月1日
福島						産業廃棄物税	1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2
愛知	1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日					
沖縄	1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日					

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分及び設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/トン 最終処分場：1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円 ※令和2年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者		1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 〔※令和元.6.1以後〕 〔7千円以上1万5千円未満：100円〕 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 〔※令和元.6.1以後〕 〔宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊〕 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
福岡	宿泊税	一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円	【施行期日】 令和2年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

令和2年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第19項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から2月以内 ロ 残余財産確定の日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 令和元年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2019年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
		税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	元年度	30年度
北海道		595,123,984	100.0	606,611,602	100.3	597,467,961	100.3	98.5	98.4
青森		145,305,405	101.9	147,671,560	101.9	145,874,817	102.1	98.8	98.7
岩手		129,240,000	96.3	131,662,359	96.8	130,017,622	96.9	98.8	98.7
宮城		291,830,000	97.7	295,536,411	97.7	292,034,915	97.7	98.8	98.8
秋田		90,426,382	98.2	92,535,031	98.8	91,458,940	99.0	98.8	98.7
山形		110,000,000	98.8	111,717,855	98.9	110,434,365	98.9	98.9	98.8
福島		233,785,344	98.0	238,744,412	98.1	234,269,493	98.1	98.1	98.2
茨城		378,085,070	98.8	383,262,020	98.7	378,367,926	98.8	98.7	98.7
栃木		244,000,000	97.8	247,882,099	98.1	244,648,525	98.3	98.7	98.5
群馬		245,000,000	98.7	249,256,933	98.7	245,751,598	98.9	98.6	98.5
埼玉		763,000,000	99.7	780,593,356	99.7	768,104,088	99.9	98.4	98.2
千葉		963,479,000	98.5	995,796,378	99.4	979,749,129	99.5	98.4	98.3
東京都		4,214,350,578	101.9	4,260,595,682	103.2	4,222,199,260	103.3	99.1	99.1
神奈川県		1,117,301,364	96.7	1,131,930,285	96.9	1,117,554,294	96.9	98.7	98.7
新潟		253,120,000	97.2	255,428,941	97.1	253,277,756	97.1	99.2	99.1
富山		141,601,000	101.4	144,737,458	101.0	142,449,334	101.1	98.4	98.4
石川		153,967,132	101.9	156,897,999	99.7	154,654,440	99.8	98.6	98.5
福井		118,523,965	101.8	120,779,912	101.1	119,563,637	101.2	99.0	98.9
山梨		93,528,594	97.8	94,689,832	96.3	93,587,069	96.5	98.8	98.7
長野		233,505,275	99.5	236,715,605	99.6	234,377,745	99.6	99.0	99.0
岐阜		241,600,000	99.5	247,784,691	99.2	243,763,847	99.4	98.4	98.1
静岡県		470,000,000	97.2	478,680,152	97.6	472,984,271	97.8	98.8	98.7
愛知県		1,195,100,000	98.0	1,213,977,784	97.8	1,200,555,306	97.8	98.9	98.9
三重		248,608,000	94.5	257,531,817	95.7	254,270,212	95.6	98.7	98.8
滋賀		171,790,000	101.5	175,419,719	101.2	172,202,319	101.3	98.2	98.1
京都		275,862,000	103.1	278,917,165	103.2	275,704,817	103.1	98.8	99.0
大阪		1,449,343,000	99.2	1,472,475,732	100.0	1,459,873,644	100.2	99.1	99.0
兵庫県		711,842,700	99.9	720,266,557	99.9	710,588,805	100.0	98.7	98.6
奈良		120,600,000	100.9	122,998,248	100.4	120,761,820	100.6	98.2	98.0
和歌山		92,708,000	99.6	95,894,564	100.8	94,476,949	100.9	98.5	98.5
鳥取		54,472,866	102.7	54,962,290	102.0	54,454,529	102.1	99.1	99.0
島根		69,327,868	101.4	70,331,598	102.1	69,799,848	102.1	99.2	99.3
岡山		232,623,614	100.1	235,493,432	99.2	233,066,408	99.4	99.0	98.7
広島		325,939,000	98.8	330,648,159	97.7	325,794,562	97.8	98.5	98.4
山口		175,721,394	98.8	182,332,754	100.7	180,440,029	100.8	99.0	98.9
徳島		75,000,000	98.0	77,429,632	98.0	76,706,156	98.2	99.1	98.9
香川		122,783,011	99.3	125,430,388	99.8	124,126,530	99.9	99.0	98.8
愛媛		151,700,000	102.2	152,891,294	102.1	151,768,172	102.2	99.3	99.1
高知		64,671,322	98.3	65,516,137	99.3	64,926,017	99.5	99.1	99.0
福岡		619,999,815	99.2	632,571,498	99.3	624,388,777	99.4	98.7	98.6
佐賀		89,379,000	101.2	91,316,745	101.3	90,375,070	101.4	99.0	98.9
長崎		119,489,347	98.7	121,074,155	98.7	119,648,913	98.7	98.8	98.8
熊本		156,424,029	97.4	160,207,017	98.1	158,020,083	98.2	98.6	98.5
大分		125,090,000	100.4	126,694,739	100.4	125,141,420	100.4	98.8	98.7
宮崎		98,114,307	97.4	100,766,663	98.3	99,638,651	98.4	98.9	98.8
鹿児島		147,309,186	98.9	150,108,055	99.0	148,114,101	99.1	98.7	98.6
沖縄		135,295,561	104.5	138,196,936	104.5	136,220,953	103.9	98.6	99.1
合 計		18,255,967,113	99.6	18,562,963,651	100.0	18,343,655,124	100.1	98.8	98.7

(注) 予算額は最終予算額である。



(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		142,199,612	136,899,656	96.3	2,562,677	2,562,677	100.0	1,670,797	1,670,797	100.0
青森		35,459,833	33,892,433	95.6	437,222	437,222	100.0	242,860	242,860	100.0
岩手		37,400,200	36,298,309	97.1	532,168	532,168	100.0	282,371	282,371	100.0
宮城		62,542,659	59,921,919	95.8	1,422,281	1,422,281	100.0	879,251	879,251	100.0
秋田		26,611,731	25,718,422	96.6	364,931	364,931	100.0	221,710	221,710	100.0
山形		33,124,503	32,048,138	96.8	544,048	544,048	100.0	330,649	330,649	100.0
福島		63,645,766	60,851,309	95.6	1,299,179	1,299,179	100.0	635,336	635,336	100.0
茨城		111,123,065	107,525,261	96.8	2,764,128	2,764,128	100.0	1,682,387	1,682,387	100.0
栃木		75,132,018	72,187,882	96.1	1,826,928	1,826,928	100.0	1,269,061	1,269,061	100.0
群馬		72,156,075	69,250,645	96.0	1,804,355	1,804,355	100.0	1,076,546	1,076,546	100.0
埼玉		287,169,910	276,551,414	96.3	9,056,826	9,057,876	100.0	5,510,579	5,510,579	100.0
千葉県		263,470,588	250,788,333	95.2	8,566,271	8,566,271	100.0	5,647,049	5,647,049	100.0
東京都		927,407,839	900,754,973	97.1	35,883,513	35,883,513	100.0	22,214,223	22,214,223	100.0
神奈川県		319,980,063	310,486,093	97.0	15,361,486	15,361,486	100.0	9,265,160	9,265,160	100.0
新潟		57,933,802	56,121,666	96.9	1,798,156	1,798,156	100.0	974,997	974,997	100.0
富山		39,802,997	38,161,903	95.9	1,243,437	1,243,437	100.0	689,934	689,934	100.0
石川		42,739,085	41,161,594	96.3	1,063,294	1,063,294	100.0	645,924	645,924	100.0
福井		28,630,031	27,659,619	96.6	915,692	915,692	100.0	510,730	510,730	100.0
山梨		29,815,587	28,948,546	97.1	700,279	700,279	100.0	456,359	456,359	100.0
長野		73,022,942	71,291,025	97.6	1,860,876	1,860,876	100.0	1,059,892	1,059,892	100.0
岐阜		75,159,257	72,259,836	96.1	2,112,513	2,112,513	100.0	1,126,443	1,126,443	100.0
静岡県		119,031,140	114,387,184	96.1	4,027,975	4,027,975	100.0	2,721,034	2,721,034	100.0
愛知県		300,962,334	290,554,181	96.5	13,884,750	13,884,750	100.0	7,182,624	7,182,624	100.0
三重		70,317,736	67,640,946	96.2	2,280,854	2,280,853	100.0	1,253,951	1,253,951	100.0
滋賀		54,862,160	52,901,770	96.4	1,573,906	1,573,906	100.0	1,080,699	1,080,699	100.0
京都		70,591,654	68,959,881	97.7	4,359,628	4,359,628	100.0	2,390,122	2,390,122	100.0
大阪		281,309,430	272,667,810	96.9	14,155,868	14,155,868	100.0	8,200,811	8,200,811	100.0
兵庫県		197,261,637	189,813,036	96.2	10,117,771	10,117,771	100.0	5,465,332	5,465,332	100.0
奈良		50,109,584	48,644,178	97.1	2,879,213	2,879,213	100.0	1,654,300	1,654,300	100.0
和歌山		29,260,676	28,428,540	97.2	1,261,943	1,261,943	100.0	663,078	663,078	100.0
鳥取		16,286,496	15,918,538	97.7	466,980	466,980	100.0	327,307	327,307	100.0
島根		20,358,770	19,997,761	98.2	472,387	472,387	100.0	229,406	229,406	100.0
岡山		51,733,019	50,099,705	96.8	2,168,229	2,168,229	100.0	1,175,050	1,175,050	100.0
広島		83,594,646	80,425,100	96.2	3,156,907	3,156,907	100.0	1,651,223	1,651,223	100.0
山口		45,896,704	44,420,408	96.8	1,296,107	1,296,107	100.0	673,447	673,447	100.0
徳島		22,930,043	22,445,018	97.9	1,227,552	1,227,552	100.0	636,624	636,624	100.0
香川		33,354,322	32,293,872	96.8	1,373,566	1,373,566	100.0	627,284	627,284	100.0
愛媛		41,456,861	40,657,494	98.1	1,202,109	1,202,109	100.0	707,619	707,619	100.0
高知		20,836,312	20,370,856	97.8	517,145	517,145	100.0	285,348	285,348	100.0
福岡		134,322,015	128,896,173	96.0	4,252,748	4,252,748	100.0	2,602,699	2,602,699	100.0
佐賀		24,136,781	23,549,426	97.6	446,250	446,250	100.0	236,089	236,089	100.0
長崎		39,163,932	37,968,367	96.9	675,651	675,651	100.0	370,762	370,762	100.0
熊本		40,367,847	38,785,830	96.1	922,276	922,276	100.0	535,242	535,242	100.0
大分		34,078,981	33,216,721	97.5	622,116	622,116	100.0	365,423	365,423	100.0
宮崎		29,881,260	29,101,567	97.4	491,540	491,540	100.0	281,699	281,699	100.0
鹿児島		44,912,334	43,489,089	96.8	642,140	642,140	100.0	389,358	389,358	100.0
沖縄		41,350,847	39,820,696	96.3	430,770	430,770	100.0	271,729	271,729	100.0
合計		4,702,895,085	4,544,233,123	96.6	167,026,641	167,027,690	100.0	98,370,519	98,370,519	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		20,813,581	20,660,087	99.3	758,177	758,177	100.0	5,262,435	4,908,754	93.3
青森		3,683,038	3,672,729	99.7	181,290	181,290	100.0	961,012	944,750	98.3
岩手		5,024,982	5,006,347	99.6	143,024	143,024	100.0	1,208,587	1,175,630	97.3
宮城		13,307,288	13,260,654	99.6	283,490	283,490	100.0	3,321,257	3,188,634	96.0
秋田		3,190,401	3,181,140	99.7	135,740	135,740	100.0	832,244	816,497	98.1
山形		3,950,584	3,934,076	99.6	185,594	185,594	100.0	1,164,911	1,125,405	96.6
福島		8,553,959	8,449,116	98.8	258,195	258,195	100.0	2,027,791	1,869,354	92.2
茨城		13,287,298	13,229,547	99.6	486,044	486,044	100.0	3,327,276	3,191,908	95.9
栃木		9,804,176	9,783,435	99.8	284,463	284,463	100.0	2,208,853	2,150,499	97.4
群馬		10,520,931	10,493,206	99.7	357,376	357,376	100.0	2,145,607	2,085,276	97.2
埼玉		26,238,613	26,135,233	99.6	1,346,457	1,348,238	100.1	13,850,480	13,580,407	98.1
千葉		24,103,780	23,940,031	99.3	1,188,716	1,188,716	100.0	8,420,957	8,198,334	97.4
東京都		259,100,540	257,531,977	99.4	7,009,343	7,002,190	99.9	54,713,211	53,691,469	98.1
神奈川県		41,432,646	41,321,537	99.7	1,602,121	1,602,122	100.0	19,325,080	18,972,330	98.2
新潟		9,199,364	9,185,087	99.8	343,507	343,507	100.0	2,321,696	2,256,011	97.2
富山		4,932,358	4,910,518	99.6	268,407	268,407	100.0	1,276,763	1,235,821	96.8
石川		6,874,225	6,838,874	99.5	216,522	216,522	100.0	1,731,596	1,655,395	95.6
福井		4,091,247	4,074,202	99.6	162,218	162,218	100.0	1,078,587	1,041,056	96.5
山梨		4,036,877	4,019,070	99.6	144,693	144,693	100.0	1,117,249	1,076,627	96.4
長野		9,040,057	9,010,327	99.7	405,170	405,170	100.0	2,058,668	1,999,753	97.1
岐阜		8,885,232	8,817,192	99.2	519,472	519,473	100.0	2,980,803	2,829,376	94.9
静岡		17,956,196	17,907,339	99.7	837,125	837,125	100.0	6,106,590	5,955,090	97.5
愛知		61,459,317	61,453,765	100.0	1,922,024	1,922,024	100.0	14,796,701	14,450,297	97.7
三重		8,598,350	8,573,703	99.7	437,725	437,725	100.0	2,504,433	2,451,513	97.9
滋賀		7,813,578	7,792,821	99.7	349,544	349,544	100.0	1,661,075	1,606,824	96.7
京都		15,538,079	15,434,577	99.3	522,421	522,421	100.0	4,262,193	4,159,329	97.6
大阪		81,844,012	81,772,277	99.9	2,991,094	2,991,094	100.0	16,186,133	15,854,321	98.0
兵庫		22,850,632	22,754,883	99.6	1,527,382	1,527,382	100.0	7,532,239	7,360,055	97.7
奈良		3,626,156	3,610,106	99.6	424,391	424,391	100.0	1,378,822	1,358,578	98.5
和歌山		3,493,222	3,483,720	99.7	266,364	266,364	100.0	1,090,512	1,082,213	99.2
鳥取		1,986,614	1,983,260	99.8	126,655	126,655	100.0	524,473	513,815	98.0
島根		2,878,018	2,872,169	99.8	164,209	164,209	100.0	688,446	667,823	97.0
岡山		9,387,504	9,351,971	99.6	424,659	424,659	100.0	2,000,326	1,911,730	95.6
広島		14,095,327	14,037,054	99.6	705,758	705,758	100.0	4,060,043	3,963,663	97.6
山口		6,383,605	6,371,303	99.8	442,924	442,924	100.0	1,588,349	1,559,025	98.2
徳島		3,378,879	3,363,210	99.5	174,143	174,143	100.0	582,909	564,800	96.9
香川		5,492,617	5,468,754	99.6	311,750	311,750	100.0	899,002	885,874	98.5
愛媛		6,038,860	6,020,950	99.7	380,012	380,012	100.0	1,377,338	1,319,894	95.8
高知		2,338,448	2,332,230	99.7	227,735	227,735	100.0	841,801	834,731	99.2
福岡		26,423,867	26,270,517	99.4	719,420	719,420	100.0	7,446,892	7,209,603	96.8
佐賀		3,182,554	3,171,624	99.7	137,635	137,635	100.0	944,983	922,209	97.6
長崎		4,655,225	4,640,068	99.7	144,124	144,124	100.0	1,385,268	1,352,329	97.6
熊本		6,784,361	6,754,101	99.6	184,432	184,432	100.0	2,062,666	1,984,266	96.2
大分		4,436,411	4,395,804	99.1	182,832	182,832	100.0	1,106,519	1,075,750	97.2
宮崎		3,487,886	3,462,828	99.3	98,046	98,046	100.0	1,140,554	1,113,571	97.6
鹿児島		5,109,776	5,082,317	99.5	194,975	194,975	100.0	1,378,400	1,350,612	98.0
沖縄		5,409,215	5,382,726	99.5	122,957	122,957	100.0	1,957,429	1,931,463	98.7
合計		824,719,886	821,198,462	99.6	30,300,355	30,294,985	100.0	216,839,159	211,432,664	97.5

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		124,526,844	123,966,259	99.5	113,656,100	113,656,100	100.0	26,228,644	26,228,644	100.0
青森		24,386,416	24,359,957	99.9	24,572,744	24,572,744	100.0	2,144,142	2,144,142	100.0
岩手		25,928,860	25,864,145	99.8	21,188,723	21,188,723	100.0	137,109	137,109	100.0
宮城		74,545,392	74,384,263	99.8	52,749,160	52,749,160	100.0	13,081,319	13,081,319	100.0
秋田		18,238,767	18,225,070	99.9	14,452,137	14,452,137	100.0	1,304,444	1,304,444	100.0
山形		21,986,201	21,966,041	99.9	19,274,527	19,274,527	100.0	1,091,142	1,091,142	100.0
福島		55,994,883	55,368,196	98.9	35,276,214	35,276,214	100.0	1,808,629	1,808,629	100.0
茨城		81,196,909	80,971,781	99.7	50,237,833	50,237,833	100.0	17,945,358	17,945,358	100.0
栃木		53,961,899	53,932,839	99.9	33,986,349	33,986,349	100.0	419,235	419,235	100.0
群馬		55,681,944	55,476,023	99.6	41,712,421	41,712,421	100.0	200,094	200,094	100.0
埼玉		141,667,257	141,380,145	99.8	120,391,607	120,391,607	100.0	502,054	502,054	100.0
千葉		138,015,279	137,536,068	99.7	94,327,526	94,327,526	100.0	299,316,974	299,316,974	100.0
東京都		1,213,021,036	1,207,510,389	99.5	1,285,821,927	1,285,821,927	100.0	193,069,612	193,069,612	100.0
神奈川県		257,814,139	257,764,379	99.9	148,515,623	148,515,623	100.0	135,816,674	135,816,674	100.0
新潟		57,754,566	57,713,274	99.9	46,826,675	46,826,675	100.0	9,455,609	9,455,609	100.0
富山		31,469,964	31,409,867	99.8	28,835,263	28,835,263	100.0	2,816,663	2,816,663	100.0
石川		36,467,118	36,343,031	99.7	29,079,766	29,079,766	100.0	2,486,947	2,486,947	100.0
福井		29,103,950	29,068,891	99.9	19,743,659	19,743,659	100.0	1,025,431	1,025,431	100.0
山梨		22,390,821	22,345,656	99.8	11,019,982	11,019,982	100.0	118,408	118,408	100.0
長野		53,312,005	53,208,430	99.8	35,639,878	35,639,878	100.0	147,913	147,913	100.0
岐阜		50,761,127	50,640,727	99.8	44,907,713	44,907,713	100.0	178,232	178,232	100.0
静岡		126,300,753	126,136,555	99.9	69,608,326	69,608,326	100.0	16,539,282	16,539,282	100.0
愛知		324,338,582	324,974,962	100.2	154,321,293	154,321,293	100.0	104,005,896	104,005,896	100.0
三重		53,757,592	53,679,608	99.9	31,740,028	31,740,028	100.0	24,932,685	24,932,685	100.0
滋賀		45,442,022	45,388,256	99.9	21,154,591	21,154,591	100.0	143,242	143,242	100.0
京都		81,115,788	80,877,075	99.7	43,058,234	43,058,234	100.0	778,992	778,992	100.0
大阪		387,950,456	388,393,945	100.1	317,869,986	317,869,986	100.0	168,162,062	168,162,062	100.0
兵庫		146,445,923	146,110,371	99.8	103,697,254	103,697,254	100.0	90,730,066	90,730,066	100.0
奈良		19,730,302	19,693,821	99.8	14,835,922	14,835,922	100.0	3,221	3,221	100.0
和歌山		19,352,584	19,321,333	99.8	15,050,127	15,050,127	100.0	3,576,800	3,576,800	100.0
鳥取		11,416,994	11,399,655	99.8	9,071,456	9,071,456	100.0	508,853	508,853	100.0
島根		16,237,940	16,207,274	99.8	11,631,866	11,631,866	100.0	542,275	542,275	100.0
岡山		52,297,704	52,218,561	99.8	38,743,684	38,743,684	100.0	21,233,763	21,233,763	100.0
広島		83,176,714	82,996,887	99.8	54,551,104	54,551,104	100.0	10,824,439	10,824,439	100.0
山口		36,976,897	36,939,876	99.9	28,019,518	28,019,518	100.0	22,573,715	22,573,715	100.0
徳島		17,444,496	17,345,671	99.4	9,995,152	9,995,152	100.0	1,819,487	1,819,487	100.0
香川		28,927,800	28,878,298	99.8	23,601,574	23,601,574	100.0	3,778,632	3,778,632	100.0
愛媛		35,894,444	35,840,320	99.8	22,335,498	22,335,498	100.0	9,383,065	9,383,065	100.0
高知		12,866,272	12,836,154	99.8	11,828,835	11,828,835	100.0	342,022	342,022	100.0
福岡		145,390,049	144,702,466	99.5	120,680,482	120,680,482	100.0	60,585,165	60,585,165	100.0
佐賀		19,617,673	19,580,085	99.8	14,096,602	14,096,602	100.0	1,348,181	1,348,181	100.0
長崎		23,611,089	23,583,570	99.9	20,345,703	20,345,703	100.0	5,004,050	5,004,050	100.0
熊本		34,711,863	34,597,020	99.7	27,242,959	27,242,959	100.0	1,034,976	1,034,976	100.0
大分		25,426,001	25,249,976	99.3	21,390,991	21,390,991	100.0	9,627,776	9,627,776	100.0
宮崎		20,587,840	20,492,416	99.5	16,132,172	16,132,172	100.0	403,985	403,985	100.0
鹿児島		27,813,017	27,716,583	99.7	26,043,775	26,043,775	100.0	3,676,960	3,676,960	100.0
沖縄		30,638,251	30,524,599	99.6	23,268,262	23,268,262	100.0	2,162,422	2,162,422	100.0
合計		4,395,694,423	4,385,120,768	99.8	3,522,531,220	3,522,531,220	100.0	1,273,016,645	1,273,016,645	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		16,573,457	15,905,488	96.0	7,094,974	7,094,957	100.0	1,573,855	1,569,098	99.7
青森		2,207,428	2,188,094	99.1	1,627,562	1,627,562	100.0	145,989	145,989	100.0
岩手		2,519,358	2,474,538	98.2	1,418,550	1,418,550	100.0	274,200	274,200	100.0
宮城		7,291,442	7,129,449	97.8	2,779,537	2,779,547	100.0	721,861	721,861	100.0
秋田		1,911,220	1,805,416	94.5	1,091,696	1,091,696	100.0	157,240	157,240	100.0
山形		2,041,741	2,000,515	98.0	1,097,062	1,097,062	100.0	113,185	113,185	100.0
福島		3,194,578	3,026,638	94.7	2,443,000	2,442,999	100.0	577,917	562,976	97.4
茨城		6,264,712	6,129,406	97.8	3,405,709	3,405,709	100.0	2,578,150	2,569,785	99.7
栃木		5,022,544	4,966,790	98.9	2,248,472	2,248,471	99.9	2,192,340	2,191,743	99.9
群馬		5,505,991	5,376,614	97.7	2,177,105	2,177,104	100.0	1,136,921	1,136,921	100.0
埼玉		19,689,817	19,327,358	98.2	7,422,176	7,422,192	100.0	2,084,728	2,084,728	100.0
千葉		18,857,326	18,045,259	95.7	6,508,319	6,508,277	100.0	4,191,004	4,191,004	100.0
東京都		83,916,694	82,432,601	98.2	16,197,216	16,195,870	100.0	630,455	630,455	100.0
神奈川県		28,767,497	26,858,262	93.4	8,861,004	8,860,997	99.9	1,506,052	1,506,052	100.0
新潟		4,865,375	4,749,997	97.6	2,343,222	2,343,220	100.0	542,400	536,946	99.0
富山		2,343,089	2,284,758	97.5	1,096,044	1,096,044	100.0	298,320	298,320	100.0
石川		3,257,093	3,138,335	96.4	1,248,386	1,248,381	100.0	553,365	548,258	99.1
福井		1,726,624	1,680,844	97.3	854,261	854,261	100.0	235,506	235,506	100.0
山梨		1,918,874	1,888,874	98.4	941,585	941,585	100.0	736,043	735,157	99.9
長野		4,841,962	4,755,556	98.2	2,035,108	2,035,108	100.0	795,522	794,425	99.9
岐阜		4,876,181	4,783,028	98.1	1,964,399	1,964,398	100.0	1,645,092	1,645,092	100.0
静岡県		10,263,692	10,045,903	97.9	3,849,248	3,849,247	100.0	2,382,174	2,382,174	100.0
愛知県		27,684,621	26,991,125	97.5	7,888,667	7,888,667	100.0	1,413,008	1,413,008	100.0
三重		5,633,939	5,590,592	99.2	1,916,624	1,916,624	100.0	1,666,715	1,666,715	100.0
滋賀		5,221,802	4,703,947	90.1	1,434,202	1,434,202	100.0	1,039,389	1,033,120	99.4
京都		9,889,665	9,409,455	95.1	2,708,137	2,708,138	100.0	741,259	741,259	100.0
大阪		43,548,054	41,327,140	94.9	11,064,027	11,064,018	100.0	1,360,355	1,359,179	99.9
兵庫県		17,279,609	16,890,286	97.7	5,258,817	5,258,814	100.0	3,494,148	3,493,069	100.0
奈良		2,295,541	2,154,717	93.9	1,143,704	1,143,704	100.0	830,825	826,325	99.5
和歌山		1,799,771	1,719,093	95.5	1,058,549	1,058,549	100.0	313,892	313,892	100.0
鳥取		913,449	855,897	93.7	583,765	583,765	100.0	95,012	93,519	98.4
島根		1,325,009	1,303,040	98.3	640,651	640,651	100.0	92,581	92,581	100.0
岡山		4,583,600	4,506,956	98.3	2,021,722	2,021,722	100.0	647,500	647,500	100.0
広島		9,315,447	8,701,722	93.4	2,910,774	2,910,771	100.0	696,844	696,844	100.0
山口		2,711,317	2,684,094	99.0	1,427,163	1,427,163	100.0	457,967	457,967	100.0
徳島		1,665,085	1,628,654	97.8	792,444	792,444	100.0	240,364	240,364	100.0
香川		1,911,775	1,876,814	98.2	1,045,131	1,045,131	100.0	335,669	335,669	100.0
愛媛		3,311,798	3,256,988	98.3	1,417,163	1,417,163	100.0	339,120	339,120	100.0
高知		1,176,838	1,164,011	98.9	808,643	808,641	100.0	226,863	226,863	100.0
福岡		16,555,012	15,994,136	96.6	6,136,964	6,136,959	100.0	1,030,451	1,028,921	99.9
佐賀		1,837,403	1,787,274	97.3	984,092	984,092	100.0	281,845	281,845	100.0
長崎		2,602,611	2,554,134	98.1	1,506,567	1,506,567	100.0	280,006	280,006	100.0
熊本		4,999,752	4,865,366	97.3	1,976,222	1,976,222	100.0	567,893	567,893	100.0
大分		2,513,355	2,464,202	98.0	1,278,185	1,278,185	100.0	334,179	334,179	100.0
宮崎		2,425,241	2,398,599	98.9	1,253,937	1,253,937	100.0	395,303	395,303	100.0
鹿児島		3,882,643	3,708,658	95.5	1,756,728	1,756,728	100.0	383,836	383,454	99.9
沖縄		4,792,458	4,667,151	97.4	1,818,913	1,818,914	100.0	795,308	795,308	100.0
合計		417,732,490	404,197,774	96.8	139,536,427	139,535,008	100.0	43,132,651	43,075,018	99.9

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	自動車取得税			軽油引取税			自動車税(～R1.9)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		5,071,306	5,069,581	100.0	56,739,831	55,581,104	98.0	76,947,075	76,013,439	98.8
青森		1,130,131	1,130,131	100.0	13,367,891	13,331,154	99.7	16,580,862	16,460,620	99.3
岩手		1,073,882	1,073,882	100.0	16,171,635	15,868,737	98.1	17,710,910	17,632,491	99.6
宮城		1,853,151	1,853,080	100.0	25,971,654	25,836,560	99.5	33,070,097	32,827,352	99.3
秋田		920,183	920,183	100.0	8,985,587	8,985,273	99.9	13,454,974	13,418,968	99.7
山形		968,012	968,012	100.0	9,175,894	9,150,264	99.7	16,013,584	15,949,489	99.6
福島		1,615,914	1,615,914	100.0	24,805,992	24,717,507	99.6	30,748,840	30,229,712	98.3
茨城		2,712,024	2,712,024	100.0	32,970,876	32,812,082	99.5	50,401,782	49,827,311	98.9
栃木		1,755,526	1,755,526	100.0	21,841,568	21,838,796	99.9	34,807,938	34,685,779	99.6
群馬		2,006,910	2,006,910	100.0	17,616,238	17,616,238	100.0	34,038,209	33,861,659	99.5
埼玉		5,617,562	5,617,562	100.0	51,684,171	51,439,003	99.5	85,110,381	84,505,372	99.3
千葉		4,614,823	4,614,126	100.0	40,862,349	40,260,824	98.5	74,910,215	73,832,087	98.6
東京都		9,266,007	9,265,957	100.0	40,619,997	39,250,620	96.6	103,320,663	102,536,511	99.2
神奈川県		6,526,395	6,526,312	99.9	42,450,002	40,769,548	96.0	90,787,190	90,008,348	99.1
新潟		1,972,004	1,972,004	100.0	23,058,567	23,011,854	99.8	31,424,585	31,374,352	99.8
富山		937,877	937,877	100.0	11,313,921	10,924,559	96.6	16,918,121	16,841,663	99.5
石川		1,137,904	1,137,904	100.0	10,181,334	10,108,068	99.3	17,807,374	17,574,081	98.7
福井		778,588	778,588	100.0	8,213,111	8,199,076	99.8	12,134,750	12,038,337	99.2
山梨		730,977	730,977	100.0	7,260,718	7,260,718	100.0	12,904,093	12,802,869	99.2
長野		2,029,010	2,029,010	100.0	17,817,367	17,679,983	99.2	31,569,463	31,380,687	99.4
岐阜		2,125,938	2,125,892	100.0	17,442,860	17,248,989	98.9	31,902,687	31,472,596	98.7
静岡		3,472,936	3,472,936	100.0	38,486,739	38,483,310	100.0	53,872,356	53,490,659	99.3
愛知		8,707,200	8,707,087	100.0	61,070,053	59,380,708	97.2	116,082,530	115,168,188	99.2
三重		1,915,754	1,915,754	100.0	21,732,686	21,471,968	98.8	27,376,544	27,251,346	99.5
滋賀		1,332,731	1,332,731	100.0	13,389,590	12,964,216	96.8	18,170,176	17,991,479	99.0
京都		2,032,999	2,033,295	100.0	14,395,729	14,140,033	98.2	25,200,898	24,801,961	98.4
大阪		6,292,989	6,292,910	100.0	47,881,188	47,346,866	98.9	78,256,880	77,436,487	99.0
兵庫県		4,260,561	4,260,561	100.0	40,304,891	39,774,475	98.7	61,576,844	60,872,039	98.9
奈良		984,446	984,446	100.0	7,184,401	6,848,797	95.3	15,192,316	14,975,016	98.6
和歌山		800,333	800,333	100.0	6,432,451	6,017,393	93.5	11,073,386	11,032,695	99.6
鳥取		464,708	464,708	100.0	4,981,612	4,950,238	99.4	6,973,965	6,955,932	99.7
島根		568,583	568,583	100.0	5,200,906	5,145,784	98.9	8,103,113	8,066,601	99.5
岡山		1,632,551	1,632,551	100.0	20,259,270	19,938,119	98.4	25,637,803	25,481,317	99.4
広島		2,434,240	2,434,240	100.0	24,152,528	23,590,452	97.7	33,294,156	33,120,389	99.5
山口		1,175,000	1,175,000	100.0	14,095,571	13,835,262	98.2	17,739,274	17,689,024	99.7
徳島		564,828	564,828	100.0	5,540,286	5,537,606	100.0	10,132,737	10,066,000	99.3
香川		766,313	766,313	100.0	9,527,874	9,526,240	100.0	13,087,479	12,967,211	99.1
愛媛		957,197	957,197	100.0	10,460,144	10,458,286	100.0	15,655,629	15,518,720	99.1
高知		484,815	484,815	100.0	4,714,822	4,691,961	99.5	7,771,497	7,725,929	99.4
福岡		3,993,084	3,993,084	100.0	39,997,879	39,273,094	98.2	59,878,188	59,487,459	99.3
佐賀		613,888	613,888	100.0	9,377,198	9,186,394	98.0	10,288,808	10,247,307	99.6
長崎		770,295	770,295	100.0	7,234,016	7,175,870	99.2	12,868,579	12,821,140	99.6
熊本		1,315,831	1,315,831	100.0	14,690,193	14,579,831	99.2	22,004,525	21,868,987	99.4
大分		855,317	855,317	100.0	9,088,284	9,076,399	99.9	14,191,594	14,109,073	99.4
宮崎		777,978	777,978	100.0	9,409,209	9,274,550	98.6	13,272,061	13,232,507	99.7
鹿児島		1,003,786	1,003,786	100.0	12,417,337	12,349,641	99.5	18,092,948	17,919,363	99.0
沖縄		847,387	847,387	100.0	7,955,053	7,910,510	99.4	14,932,844	14,825,615	99.3
合計		103,869,874	103,867,306	100.0	958,531,473	944,818,960	98.6	1,543,290,924	1,530,396,166	99.2

(単位:千円, %)

都道府県名	自動車税 (環境性能割)			自動車税 (種別割)			鉦区税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	1,957,367	1,957,367	100.0	530,306	522,653	98.6	33,873	33,803	99.8
青森	410,900	410,900	100.0	110,512	110,512	100.0	2,654	2,654	100.0
岩手	404,827	404,827	100.0	115,801	115,801	100.0	18,536	18,134	97.8
宮城	853,751	853,751	100.0	264,887	264,410	99.8	2,537	2,537	100.0
秋田	327,764	327,764	100.0	87,064	87,064	100.0	10,579	10,037	94.9
山形	360,551	360,551	100.0	108,329	108,329	100.0	2,536	2,536	100.0
福島	721,145	721,145	100.0	232,941	232,941	100.0	10,382	10,382	100.0
茨城	1,157,030	1,157,030	100.0	442,920	442,607	99.9	4,358	4,308	98.9
栃木	819,089	819,089	100.0	269,582	269,582	100.0	7,869	7,869	100.0
群馬	857,179	857,179	100.0	241,766	241,766	100.0	1,717	1,717	100.0
埼玉	2,534,948	2,534,948	100.0	689,840	689,449	99.9	5,153	5,126	99.5
千葉	2,113,283	2,106,538	99.7	607,855	607,648	100.0	41,692	41,692	100.0
東京都	4,783,272	4,786,488	100.1	906,365	906,431	100.0	2,119	2,119	100.0
神奈川県	3,134,286	3,134,506	100.0	768,590	768,590	100.0	1	1	100.0
新潟	734,927	734,927	100.0	194,949	194,934	100.0	41,762	41,762	100.0
富山	381,306	381,306	100.0	105,943	105,943	100.0	891	891	100.0
石川	501,877	501,877	100.0	123,568	123,568	100.0	428	428	100.0
福井	354,341	354,341	100.0	79,652	79,652	100.0	2,217	2,217	100.0
山梨	302,975	302,975	100.0	80,456	80,440	100.0	234	234	100.0
長野	843,436	843,436	100.0	214,703	214,703	100.0	2,613	2,553	97.7
岐阜	862,143	862,143	100.0	237,619	237,602	100.0	20,903	16,510	79.0
静岡県	1,460,938	1,460,938	100.0	396,132	396,132	100.0	4,049	4,049	100.0
愛知県	4,185,896	4,185,822	100.0	1,020,743	1,020,696	100.0	2,509	2,509	100.0
三重	796,129	796,129	100.0	202,143	202,143	100.0	2,905	2,905	100.0
滋賀	556,265	556,265	100.0	141,628	141,587	100.0	7,262	7,262	100.0
京都	911,231	911,231	100.0	208,936	208,936	100.0	625	507	81.1
大阪	2,996,542	2,996,559	100.0	705,789	705,788	100.0	40	40	100.0
兵庫県	1,940,276	1,940,276	100.0	476,291	476,251	100.0	10,368	10,368	100.0
奈良	433,073	433,073	100.0	112,521	112,502	100.0	680	680	100.0
和歌山	309,946	309,946	100.0	75,871	75,871	100.0	91	91	100.0
鳥取	170,309	170,309	100.0	48,054	48,054	100.0	734	734	100.0
島根	207,117	207,117	100.0	57,395	57,395	100.0	1,153	1,153	100.0
岡山	678,727	678,727	100.0	185,227	185,227	100.0	10,811	10,811	100.0
広島	1,075,547	1,075,547	100.0	272,929	272,929	100.0	4,418	4,418	100.0
山口	496,047	496,047	100.0	136,873	136,873	100.0	8,795	8,795	100.0
徳島	228,381	228,381	100.0	61,440	61,440	100.0	1,386	1,386	100.0
香川	296,159	296,159	100.0	88,923	88,871	99.9	12	12	100.0
愛媛	391,275	391,275	100.0	102,854	102,854	100.0	3,561	2,861	80.3
高知	171,152	171,152	100.0	49,163	49,163	100.0	7,316	7,316	100.0
福岡	1,844,889	1,844,889	100.0	492,208	492,208	100.0	5,252	4,520	86.1
佐賀	230,818	230,700	99.9	82,725	82,249	99.4	231	231	100.0
長崎	282,765	282,765	100.0	88,863	88,863	100.0	3,720	3,720	100.0
熊本	504,667	504,667	100.0	161,964	161,275	99.6	9,431	8,991	95.3
大分	327,020	327,020	100.0	98,358	98,358	100.0	12,339	12,339	100.0
宮崎	312,267	312,267	100.0	98,624	98,624	100.0	7,643	7,643	100.0
鹿児島	369,194	369,194	100.0	0	0	0.0	12,225	8,848	72.4
沖縄	254,135	254,128	100.0	133,721	131,291	98.2	7,386	7,176	97.2
合計	45,847,162	45,843,671	100.0	11,913,024	11,900,205	99.9	337,996	326,876	96.7

都道府県名	固定資産税			法定外普通税			狩猟税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	597,197	597,197	100.0	899,960	899,960	100.0	45,498	45,498	100.0
青森	515,796	515,796	100.0	19,414,157	19,414,157	100.0	4,469	4,469	100.0
岩手	0	0	0.0	0	0	0.0	13,197	13,197	100.0
宮城	0	0	0.0	181,020	181,020	100.0	11,814	11,814	100.0
秋田	0	0	0.0	0	0	0.0	1,465	1,465	100.0
山形	0	0	0.0	0	0	0.0	4,425	4,425	100.0
福島	4,401,838	4,401,838	100.0	0	0	0.0	14,891	14,891	100.0
茨城	0	0	0.0	1,231,648	1,231,648	100.0	41,249	41,249	100.0
栃木	0	0	0.0	0	0	0.0	24,189	24,189	100.0
群馬	0	0	0.0	0	0	0.0	19,548	19,548	100.0
埼玉	0	0	0.0	0	0	0.0	20,797	20,797	100.0
千葉	0	0	0.0	0	0	0.0	32,372	32,372	100.0
東京都	0	0	0.0	0	0	0.0	4,146	4,146	100.0
神奈川県	0	0	0.0	0	0	0.0	16,266	16,266	100.0
新潟	0	0	0.0	3,460,042	3,460,042	100.0	11,813	11,813	100.0
富山	0	0	0.0	0	0	0.0	6,160	6,160	100.0
石川	0	0	0.0	770,452	770,452	100.0	11,741	11,741	100.0
福井	0	0	0.0	11,129,249	11,129,249	100.0	10,068	10,068	100.0
山梨	0	0	0.0	0	0	0.0	13,621	13,621	100.0
長野	0	0	0.0	0	0	0.0	19,020	19,020	100.0
岐阜	0	0	0.0	0	0	0.0	243	243	100.0
静岡県	0	0	0.0	1,240,416	1,240,416	100.0	38,477	38,477	100.0
愛知県	2,479,880	2,479,880	100.0	0	0	0.0	11,957	11,957	100.0
三重	0	0	0.0	0	0	0.0	18,863	18,863	100.0
滋賀	0	0	0.0	0	0	0.0	14,347	14,347	100.0
京都	0	0	0.0	0	0	0.0	19,283	19,283	100.0
大阪府	43	43	100.0	0	0	0.0	8,275	8,275	100.0
兵庫県	0	0	0.0	0	0	0.0	36,516	36,516	100.0
奈良	0	0	0.0	0	0	0.0	11,922	11,922	100.0
和歌山	0	0	0.0	0	0	0.0	14,968	14,968	100.0
鳥取	0	0	0.0	0	0	0.0	6,035	6,035	100.0
島根	0	0	0.0	743,366	743,366	100.0	11,796	11,796	100.0
岡山	0	0	0.0	0	0	0.0	17,800	17,800	100.0
広島	0	0	0.0	0	0	0.0	24,694	24,694	100.0
山口	0	0	0.0	0	0	0.0	12,005	12,005	100.0
徳島	0	0	0.0	0	0	0.0	13,163	13,163	100.0
香川	0	0	0.0	0	0	0.0	4,506	4,506	100.0
愛媛	0	0	0.0	1,170,792	1,170,792	100.0	25,520	25,520	100.0
高知	0	0	0.0	0	0	0.0	21,110	21,110	100.0
福岡	0	0	0.0	0	0	0.0	18,220	18,220	100.0
佐賀	0	0	0.0	3,364,379	3,364,379	100.0	8,958	8,958	100.0
長崎	0	0	0.0	0	0	0.0	8,759	8,759	100.0
熊本	0	0	0.0	0	0	0.0	19,155	19,155	100.0
大分	0	0	0.0	0	0	0.0	22,828	22,828	100.0
宮崎	0	0	0.0	0	0	0.0	23,449	23,449	100.0
鹿児島	0	0	0.0	1,772,577	1,772,577	100.0	25,257	25,257	100.0
沖縄	0	0	0.0	1,006,816	1,006,816	100.0	2,643	2,643	100.0
合計	7,994,754	7,994,754	100.0	46,384,874	46,384,874	100.0	767,498	767,498	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	法定外目的税			旧法による税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		868,036	866,665	99.8	0	0	0.0
青森		84,652	84,652	100.0	0	0	0.0
岩手		95,439	95,439	100.0	0	0	0.0
宮城		402,563	402,563	100.0	0	0	0.0
秋田		233,327	233,327	100.0	1,828	416	22.8
山形		180,377	180,377	100.0	0	0	0.0
福島		477,022	477,022	100.0	0	0	0.0
茨城		0	0	0.0	1,264	520	41.1
栃木		0	0	0.0	0	0	0.0
群馬		0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉		0	0	0.0	0	0	0.0
千葉		0	0	0.0	0	0	0.0
東京都		2,707,504	2,707,789	100.0	0	0	0.0
神奈川県		0	0	0.0	0	0	0.0
新潟		170,923	170,923	100.0	0	0	0.0
富山		0	0	0.0	0	0	0.0
石川		0	0	0.0	0	0	0.0
福井		0	0	0.0	0	0	0.0
山梨		0	0	0.0	0	0	0.0
長野		0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜		11,197	11,197	100.0	64,637	4,652	7.2
静岡県		0	0	0.0	84,574	120	0.1
愛知県		554,517	554,517	100.0	2,682	1,350	50.3
三重		446,161	446,161	100.0	0	0	0.0
滋賀		31,510	31,510	100.0	0	0	0.0
京都		190,160	190,160	100.0	1,132	300	26.5
大阪		1,237,577	1,237,344	100.0	454,121	30,821	6.8
兵庫県		0	0	0.0	0	0	0.0
奈良		166,908	166,908	100.0	0	0	0.0
和歌山		0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取		8,819	8,819	100.0	0	0	0.0
島根		176,611	176,611	100.0	0	0	0.0
岡山		654,483	618,326	94.5	0	0	0.0
広島		650,421	650,421	100.0	0	0	0.0
山口		221,476	221,476	100.0	0	0	0.0
徳島		0	0	0.0	233	233	100.0
香川		0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛		280,435	280,435	100.0	0	0	0.0
高知		0	0	0.0	0	0	0.0
福岡		196,014	196,014	100.0	0	0	0.0
佐賀		99,652	99,652	100.0	0	0	0.0
長崎		72,170	72,170	100.0	0	0	0.0
熊本		110,763	110,763	100.0	0	0	0.0
大分		736,230	436,131	59.2	0	0	0.0
宮崎		285,970	285,970	100.0	0	0	0.0
鹿児島		230,787	230,787	100.0	0	0	0.0
沖縄		38,390	38,390	100.0	0	0	0.0
合計		11,620,094	11,282,519	97.1	610,471	38,412	6.3



## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8